

令和3年7月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和3年7月14日(水) 9時30分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	平田教育長、廣田委員、小松委員、黒田委員、森委員、伊東委員
出席職員	島村政策監、林田教育次長、桑宮総務課長、松山県立学校改革推進室長、日高教育環境整備課長、迎教職員課総括課長補佐、加藤義務教育課長、狩野高校教育課長、宮崎特別支援教育課長、安永児童生徒支援課長、山崎生涯学習課長、松崎体育保健課長、大場義務教育課人事管理監、田川高校教育課人事管理監、岩坪 ICT 教育推進室長、岩橋体育保健課体育指導監、山崎生涯学習課企画監
開 会 前回議事録承認	<p>(平田教育長) ただいまから、7月定例会を開会いたします。 本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。議事録署名委員は、廣田委員、森委員の両委員にお願いをします。</p> <p>次に、6月定例会の議事録は各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(平田教育長) 御異議ないようですから、前回の議事録は承認することにいたします。 それでは、各委員、御署名をお願いします。</p> <p>(平田教育長) 本日提案されている議題等のうち、冊子2につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(平田教育長) 御異議ないようですので、そのように進めていきます。</p>

<p>冊子1 報告(1)</p>	<p>それでは、「定例教育委員会 1」の冊子について審議いたします。まず、報告事項(1)について、説明をお願いします。</p> <p>(桑宮総務課長)</p> <p>報告事項(1)「令和3年6月定例県議会の概要について」御説明申し上げます。冊子1の1ページをお開きください。</p> <p>会期等日程につきましては、1に記載のとおりでございます。2の教育委員会関係の議案につきましては、条例議案として、第99号議案「職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第106号議案「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」、予算議案として、報告第4号知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第17号)」のうち関係部分、以上の3件が上程され、いずれも原案のとおり可決・承認されました。</p> <p>一般質問につきましては、3に記載のとおり、「コロナ禍を踏まえた新しい時代を生きる子どもたちに求められる力について」をはじめ、27項目の質問がございました。概要につきましては、別冊でお配りしております報告事項(1)資料「令和3年6月定例県議会の概要について」の1ページから15ページに記載しているとおりでございます。</p> <p>資料の2ページを御覧ください。4の文教厚生委員会等における主な質疑事項につきましては、第99号議案の審査において、面前での宣誓を行うことの意義などについて、第106号議案の審査においては、施設・附帯設備及び駐車場の使用料の額の規定についての質疑がございました。また、所管事務に関する質疑として、「性別で分けない名簿(男女混合名簿)について」、「長崎県立高等学校教育改革第9次実施計画について」などの質疑がそれぞれございました。その概要につきましては、別冊の報告事項(1)資料の15ページから26ページに記載しているとおりでございます。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>質 疑</p>	<p>(平田教育長)</p> <p>ただいまの報告に対しまして、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>2点ございます。</p> <p>1つ目は、資料1ページ「壱岐高校から歴史学や考古学の専門的な授業の配信」という記述について、重要な試みだと思えます。こ</p>

れは関連した高校との配信ではないかなと思うのですが、壱岐高校だけではなく、対馬高校の韓国語について、授業配信をしたらどうでしょうか。色々な広報を行うよりも効果があると思いました。

(岩坪ICT教育推進室長)

委員御指摘がありましたように、壱岐高校や対馬高校の専門的な授業を他校で共有できるというのは、遠隔授業の大きなメリットの1つではないかと考えております。

まず、広報という点につきましては、例えば、ユーチューブ等を利用して、現在も離島留学制度の紹介の動画を配信しております。離島留学の特色を知ってもらうという意味では、そのような媒体は非常に有効な手段の1つではないかと思っております。

それから、対馬高校の韓国語の授業を全国に配信してはどうかという御意見ですけれども、現段階で全国に配信というところまでは考えておりませんが、例えば、県内でも韓国語の授業を開設している学校が他にもありますので、そういった学校へ対馬高校の授業を配信することを考えております。

(廣田委員)

ユーチューブでも配信していることを聞いて少し安心はしました。現在、ユーチューブの動画を見ている人はたくさんいるのですよね。だから、壱岐高校も対馬高校の場合も、どのくらいの人が視聴しているのか私自身、非常に興味があります。視聴数が多ければ多いほど、離島留学の人気も上がっていくと思うので、是非進めていって欲しいのですが、先生個人が単独でユーチューブに動画を載せることは許されているのか。学校長の決裁を得て、学校の様子を動画で載せることができれば、今まで行っている広報活動よりもはるかに効果があると思うのですが、いかがでしょうか。

(岩坪ICT教育推進室長)

学校からのユーチューブの配信については、学校のアカウントを取得しまして、それを使って配信することは可能ではないかと思っております。当然、そのときに生徒や教員の肖像権や個人情報の取り扱いについては、十分注意する必要があると思っております。

それから、広報というほどではありませんが、限定公開がユーチューブで可能となっております。例えば、自分の学校の生徒だけにアドレスを伝えて、アクセスし、動画を視聴するという使い方もできるということですので、目的に応じてユーチューブの活用につい

ても検討すべきであると考えております。

(廣田委員)

そうすると、例えば、対馬高校の韓国語担当の先生が、韓国の先生の授業を録画しておいて、ユーチューブに載せることはできるということですかね。

(岩坪ICT教育推進室長)

肖像権や個人情報の取り扱いをクリアできれば、可能です。

(廣田委員)

肖像権や個人情報の取り扱いがあると思うのですが、私は非常に効果があると思います。そういう媒体を使った広報の仕方を考えていかないと、人口が減っている中で、離島に留学生を集めることは大変なことなので、是非検討をお願いします。

(小松委員)

私も、公立高校のPRをもっと行うべきではないかという気がしました。中小企業にいた私の経験からすれば、企業の中にいる人からすれば、全て知っているかもしれませんが、外部からきた人は全然その企業のことは知らないわけです。そういったこともありまして、テレビ等でPRしたわけですが、相当の反響があり、その企業の名前が県内では知られましたし、今、色々な中小企業がPRをしています。ユーチューブやホームページを見るということは、本人の意思がないと、そこまでたどり着けないわけです。私学といい意味で競争をしないといけないので、公立高校の特色や頑張っているところをPRできる機会を作るべきだなと思いました。

それから、教員の質の向上について、問題意識として持っていることを外に出すべき時期に来ているのではないかと思った次第です。

また、「教育長の抱負」ということで、県議会でたくさん聞かれているわけですが、その中で生徒の安心安全、学びの機会の確保と教育の質の向上、若者の地元定着への支援ということをおっしゃっていますが、その通りだと思いますので、是非ともこの方向で力を発揮していただきたいなと思いました。

(狩野高校教育課長)

一昔前のように、黙っていても公立高校に地元の中学生在が入学し

てくる時代ではないと思っております。その危機感、課題認識というのは、全ての県立高校の校長とは共有できていると思しますので、ホームページの改訂等を積極的に行っております。ただ、リーフレット等の紙媒体でのPRに力を入れておりましたので、今後はYouTube等の色々な媒体を使いながら、公立高校の良さや魅力を発信していく時期に来ていると思っております。

それから、教育の質の向上というのも、今、各学校で色々な課題がありますので、外部の方々と連携しながら、1つ1つ解決していかなければいけない時代にきています。また、教育長が述べられた学びの保障、安心安全な学校づくり、地元定着等は、教育委員会とも連携しながら全力を尽くして今後とも進めていきたいと思っております。

(黒田委員)

資料4ページにキャリア教育実践事業について記載してあります。その中で、「希望する高校生に対して起業家精神を育む研修を実施する」とありますが、具体的にはどういう形で授業に組み込まれているのでしょうか。

(狩野高校教育課長)

新規事業で立ち上げました「アントレプレナーシップ推進事業」ということで、今週土日1泊2日で希望する高校生21名で実施予定です。実際に県内で起業された方の話を聞き、他校の生徒と一緒に、地域の課題の探究学習を進めることを予定しております。起業家精神の教育というのは、まだ始まったばかりだと思っておりますので、この事業をきっかけにして、起業家精神の育成を各学校においても、推進していきたいと考えております。

(黒田委員)

経営と創業の研修に焦点を絞って授業に取り入れていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(狩野高校教育課長)

商業高校では、そのような授業を行っておりますし、中五島高校が模擬会社を創り、地域に商品を買ったりしているのです。今後、普通科高校含めて広がっていくのだろうと思っております。

(廣田委員)

資料13ページに「わいせつ行為により免許を失効して、3年経過すれば、免許状を申請ができて、授与した件数が2件ある。」と記載されていますが、今年の国会でできなくなったのではないかと思いますけれども、その法制度が変わってどうなったのか教えていただきたい。

(迎教職員課総括課長補佐)

御質問いただいた件ですが、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が本年6月4日に公布されて、まず国の方で公布から1年以内に、その具体的な運用方法について基本的な指針を定めるということになっております。この法律では、わいせつ行為により教員免許を失効した者の、免許の授与について、法の施行日以降に、児童生徒^へ性暴力等を行ったことにより、免許を失効した者の免許の再授与については、その免許失効者の改善更正の状況、その他、その後の事情により再び免許状を授与することが適当であると認められる場合に限るということになっております。さらに、再授与をするに当たっては都道府県教育委員会にあらかじめ設置する教育職員免許状再授与審査会の意見を聞かなければならないということになっております。

それで、前提が長くなって申し訳ありませんが、今、委員から言われた免許の授与ができないのかということについては、免許の再授与を禁止するということではあるのですが、再授与審査会での審査が必要であり、再授与は基本的には、なかなか難しいということを考えております。更生の状況等を見ながら適当であると認められる場合に限って、再授与するという、そういった制度になったということでございます。

(廣田委員)

そうすると、これまでは、新しく再授与審査委員会というのはなかったけれど、そういう制度が新たにできて、授与できるかどうかわからないけれども、授与できるようであれば授与することも可能という、そういう理解でよかったですでしょうか。

(迎教職員課総括課長補佐)

そういうことになります。ですので、今までは失効後、3年経つと、必要な単位の取得等をした方については免許を交付するとなっていたのが、今後はそういった一定の制限をかけて、改善等の状況

を見て適当であると認められる場合に限ってのみ交付するという
ことになるということでございます。

(廣田委員)

私の気持ちとしてはもう、教壇には立ってほしくない。それが1
番潔いのですが、生活の基盤を、その人達も、何かつくっていかな
いといけない。私は学校以外の職場で働いて生活をやってくれれば
いいと思っております。

それと、今後の国の方針を見ていかないといけないのかわかりま
せんが、もう1つは、こういう情報が、例えば、他県がわからずに、
要するに採用する県の側は全然、知らずに採用しているのか、そう
いう情報を知った上で採用しているのかということが少し疑問で
す。もし私が、ほかの県の担当者であったら、できるだけそういう
危険な教員は採用したくないと思いますが、わいせつ行為の情報と
いうのは、当該県が他県に配信をしているのか、相手側の県の方で、
自分たちで探して求めていかないといけないのか、その辺のところ
がよくわからなかったものですから。

(迎教職員課総括課長補佐)

御質問の件については、まず懲戒免職処分により教員免許を失効
した場合、教育委員会は当該失効情報を官報に掲載することになっ
ております。教員を採用する際には、この官報の情報を検索できる
官報情報検索ツールというものを活用して確認を行っているという
ことでございます。国において、こういった運用をさらに厳正に対
応するために本年2月から、これまで過去3年間の失効情報しか検
索できなかったものを、過去40年分まで遡って検索できるという
ことになっております。そして、令和3年4月以降の懲戒免職処分
による免許失効については、その失効事由も官報に掲載しなければ
ならないということになっております。

今回、本県で授与した、この2件につきましては、令和2年度以
前の懲戒免職処分に伴い免許を失効しているものでございまして、
既に官報に掲載しており、全国の都道府県教育委員会等において、
官報情報検索ツールにより免許失効者であることの情報を確認する
ことができるということで、全国の教育委員会で、その検索ツール
において、失効に関する事由等については確認できるということに
なっております。

(廣田委員)

今までは3年間分しか検索ができなかったということなので、この2件については、ひょっとしたら、他県の人にはわからずに採用しているかもしれないと考えていいのでしょうか。

(迎教職員課総括課長補佐)

この失効した情報については、各県に通知を行ってありまして、それで基本的には、その3年以前のものについても、それぞれ各県の努力で全国の情報収集しております。ただ、今年の2月以前については、確かに過去3年分しか見られなかったということではあるのですが、今年の4月以降は、過去40年分まで遡って見られることになっておりますので、結果として過去40年までの分については、全国の情報確認できるということになっております。

(廣田委員)

よくわかりました。まあ、採用する担当者としては、今からは40年分の資料をしっかりと調べて、今年受けてきた中から、そういう人がいないかどうかという視点も持っとかないといけないということですね。

(伊東委員)

4ページなのですが、LGBTの話が載っています。私が委員になり、LGBTのことは全く今まで議題にあがってなかったのですが、実際、現状として性的マイノリティについて児童生徒たちが、そういうことを学習する、あるいは教師の方にも、そういう児童生徒がいるという状況に対応するのに、どういうふうにしていったらいいかということ、あるいは環境整備、それはどういうふうにして現状としてなっているのか、大変興味があります。大学も、ガイドラインをつくって対応するようにしているのですが、なかなか難しいところがあります。小中高校におきまして、どういうふうな状況なのか教えていただけたらと思います。

(安永児童生徒支援課長)

LGBTに関しての教育ですけれども、小学校の低学年から道徳の教育等で自分らしさという観点で広く性的マイノリティに関係する教育をスタートしております。各学年の発達段階に応じて、性の指向ですとか、それぞれの役割の段階を追って学習していくということで今、取り組みを進めているところです。

また施設面については、多目的トイレですとか、そういう配慮を要する子どもからの相談を受けた場合は、各学校が丁寧に子どもに寄り添った対応をしているという状況でありますし、制服等に関しても、多くの学校で、県立学校については21校ほどスラックス導入をしているという状況であります。中学校においても、今後、進めていく予定としている学校が結構ありますので、今後、性的マイノリティ者に対する配慮、教育というのは進めていくべきだと考えておりますし、今、取り組んでいるところであります。

(伊東委員)

今、相談窓口のお話がありましたけども、実際にそれに関わっている先生というのは、どういう職種の先生なのでしょう。養護の先生とかですか。

(安永児童生徒支援課長)

学校の相談体制としましては、まずは子どもたちが相談しやすい先生だったら、だれでも受け入れるという体制をつくるべきだと思います。その中で担当としては養護教諭や一義的には学級担任、そこからチーム学校の一員であるスクールカウンセラー、外部の関係機関ということで、つながりを持って重層的に対応しているという状況であります。

(平田教育長)

だれかの先生がというよりも、学校の先生の中で、こういう対応をするというような認識を共有することで、子どもたちにとってみれば、相談しやすい先生に相談する、あとは相談を受けた先生が組織的にどう対応するかという学校の中での仕組みをつくっているということですね。

(伊東委員)

すみません、ありがとうございます。もう1つよろしいでしょうか。実際に、そういう児童生徒さんで生きづらさを感じている生徒さんがいて、それから何か発展して学校の中で問題が起きたとか、そういうことはこれまでなかったのでしょうか。

(安永児童生徒支援課長)

現在、市町教育委員会及び県立学校と連携を取りながら対応をしているところでありますが、この件に関して、特に重篤な対応を要

する事案が発生したという報告は受けておりません。

(黒田委員)

9ページですけれども、小学校の教員の採用でございますが、私もよく、承知してないのですが、大学から推薦をされたものに対して一次試験を免除する制度を導入ということですが、こうなった場合、当然、免除する以上は、その推薦の基準というものがあって当然だろうと思っておりますが、この辺については、どういうふうに今なっておりますでしょうか。

(大場義務教育課人事管理監)

これは大学の学長が、長崎県の教員として志願をしている者、それで学長が責任をもって推薦ができるというものを推薦していただいております。評定その他について、こういうふうという指定はございません。

(黒田委員)

これは、どこの大学もそうですか。

(大場義務教育課人事管理監)

そうなります。

(黒田委員)

ちょっと、すっとんと落ちないのですけども、何かその辺の基準というのは、あって然るべきではないのかなと思っておりますが、その点は考慮する余地はないのでしょうか。

(大場義務教育課人事管理監)

評定という基準は設けておりませんが、先日から定例教育委員会でも御説明しておりますとおり、枠を決めております。すべての方を推薦ができるというものではなくて、例えば、2人実績があれば1人ということ、そこで制約といいますか制限をかけております。

(平田教育長)

学校の入試等とは違って、先生の採用の場合は、そもそも免許制度でありますので、教職員の免許を持つことが前提ですから、あとはどういう方を採用するかという話になってくる中で、大学からの推薦をいただいた方については一次試験、筆記の試験は免除しまし

ようと。その後、面接等、2次試験はもちろんありますので、そこでしっかり採否は判断するという事です。

(黒田委員)

推薦いただいて合格した、あるいは落ちたということもあるのでしょうか。

(大場義務教育課人事管理監)

推薦制度が今年度からになりますので、まだ実績の中ではそういうことはありません。

(黒田委員)

その辺は、ぜひ1つ基準は必要ではないのかなということも考慮しながら、初年度でありますから、やっていっていただければと思います。よろしくお願いします。

(小松委員)

いろんな議員の質問の中には、やはりGIGAスクール関係が入っています。コロナ禍の副産物として、これは予想以上にスピードが加速されていっているわけですがけれども、私ども長崎にとっては時間や空間の制約があって、いろいろ地方にハンディキャップがあるわけですが、それを解消する、非常に期待すべきチャンスだと思います。それで離島がたくさんある長崎では、本当にスピードを持って力を入れて推進していかないといけないわけですが、今度、4月にICT教育推進室ができましたよね。まだ発足してすぐですが、今、どういう活動をされているのか、またどういう課題を持ってらっしゃるのか、教えていただきたいのです。

(岩坪ICT教育推進室長)

4月に組織ができて、現在、高校に1人1台パソコンが納品をされている状況です。恐らく2学期から本格的に授業での活用等が進んでいくと思いますので、まずは授業での活用がしっかりと促進できるように、取組を行っているところです。また、委員から御指摘がありましたように、時間や空間的な制約を超えた学びというのが一定、可能になると考えておりますので、現在、離島の小規模校3校を指定校にして、文科省の委託を受けて教育活動の充実を図っているところです。今後の方向性としては、その取組を、ほかの学校にも広げながら、どうやって学校の持ち味を生かし、デメリッ

トをメリットに変えるような教育ができるかということの研究しているところであります。

(小松委員)

関連してなのですけども、これを、推進していくということになると、教職員の方の知識が非常に必要になってくるかと思えますけども、そこら辺に対する取組はどういうふうになっているのでしょうか。

(岩坪ICT教育推進室長)

御指摘のとおり、教職員の指導力がますます必要になってくると考えております。私どもの方では、まず5月に各校のICT教育推進教員2名に対する研修を行ったところです。今後も校内で研修するためのマニュアルや資料等を作成していく予定ですし、学校訪問等を通じて、各学校で教員の意識を高めていきたいと考えております。また、色々な情報発信も必要だと思いますので、各校の先進的な取組等をほかの学校にも周知するような取組も進めていきたいと考えております。

(森委員)

1人1台端末の件なのですが、私の姪が小学校1年生で、端末を持って帰ってくるのですが、端末が重いのです。教科書で、ただですら重たくなっている状態なのに、タブレットが上乗せで重いのですね。なので、中学校は、もっと教科書の種類も多くなるし、小学校1年生の保護者さんがよく言われるのは、重すぎて姿勢が悪くなることに、心配されている。特に小学校1年生や中学校1年生は、体力的な部分で大丈夫なのかなと思います。ネット等で、いろいろなところで勉強できる環境が整うことはいいのですが、身体的な部分は、視点が多分ないのだろうなと思いました。慣れてくるとは思いますが、例えば教科書の持ち帰りを残せるような対応をすることも考えていただくと、子どもたちにとってはありがたいのかなと思います。

(加藤義務教育課長)

今回、導入した端末につきましては、できるだけ子どもたちが持ち運びをしやすい端末ということで、例えば重さに関しては1.3キロを超えないという条件で調達をしていたところでございます。ただ1年生が端末を持って、またランドセルの中に、たくさんの荷

物を持ってということについては、たしかに課題であるだろうなと思っております。ただし、ランドセルの中身も、必要なものは学校に置いておく、そして家庭学習で用いるものを選びながら、子どもたちに、家庭に持たせていくということも学校が配慮すべきこととして、通知をしております。この端末につきましては、子どもたちの視力の問題、また姿勢の問題、また睡眠にかかわるような健康的な課題、このような課題もさまざまございますので、本日、いただいたお話も、ぜひ各市町とも共有しながら、よりよい方向で進めていけるようにしていきたいと思っております。

（伊東委員）

今の話で、私の理解では、教科書の内容も端末の中に入れていって、教科書はだんだん薄くなっていくという印象を持っていたのですが、そうではないということなのですか。

（森委員）

まだ始まったばかりなので、先々は変わるかもしれないと思うのですが、今、結構ハードかなと思います。

（加藤義務教育課長）

今、デジタル教科書のあり方ということで、国での検討がなされているところでございます。特に令和6年度に小学校に新たに導入される教科書に関しては、デジタル教科書を用いるのか、紙になるのか、これを併用する形になるのかということで、こちらについても今、検討がなされているところでございます。やはり紙には紙のよさがあり、デジタルにはデジタルのよさがあるということで、現在、県内の4分の1の学校におきましても、国の指定を受けまして、全部の教科ではないのですが、限られた教科のデジタル教科書を用いながら、その利点、また課題等について検証をしているという状況でございます。

（廣田委員）

ICT教育推進室長に聞きたいのですが、他県で、生徒に一人ひとりアカウントを持たせておいて、例えばそれでクラウド上にあげておいて、自分が予習したものとか、アカウントがあれば、クラウドに接続すれば機器の問題は、すべて解決すると思っておりますが、そういうことは考えてないのですか。

(岩坪ICT教育推進室長)

今、御指摘があったとおり、県立高校の方では各生徒にアカウントを持たせております。したがって、クラウド上につくった資料等を保存すれば学校でも家庭でも機器にかかわらず活用ができるという状況になっております。ただ生徒によっては、家庭ではパソコンがないという生徒もおりますので、高校については、パソコンの重量も小中学校よりは軽めになっておりますので、基本、持ち帰りということで、家庭でも活用できるようにしております。

(廣田委員)

そうすると今、義務教育のレベルでは、まだそこまで行ってないということですね。

(加藤義務教育課長)

小中学校におきましても、特に今回のGIGAスクールに関しましては、クラウドの活用というのを重視しておりますので、小学1年生から自分のアカウントを持って活用しているという状況でございます。

(黒田委員)

確認だけお願いしたいと思います。26ページですけれども、公立小中学校の余裕教室の活用ということで、388あるということですが、ほとんどが活用されているということで、非常に安心をいたしました。以前は施設管理という点で、学校教室は地域に開放しない時代も経てきておるような感じがまだ私はしています。その点について、中村委員さんが答えていらっしゃるんですが、学校施設の活用は地域の活性化につながるポイントと考えているということで、今は積極的に開放をされておると理解してよろしいのでしょうか。

(日高教育環境整備課長)

今、小中学校につきましては、それぞれの学校の方で習熟度別に学習環境やカウンセリング等、いろいろと学校の中で、使われている状況です。全くの余裕教室というのは7教室しかないという状況でございます。ただ、地域とのつながりということも大事でございます。現在、長崎市で桜町小学校と諏訪小学校には地域連携施設があるというふうに伺っております。

報 告(2)

(平田教育長)

やはり、まだ積極的に開放しているという姿勢まではいっていないのですね。

(日高教育環境整備課長)

積極的に開放しているというところまでは行っておりません。どちらかといいますと、閉校の跡地といいますか、そちらの方の学校の活用の方が今、課題になっている状況でございます。

(黒田委員)

その辺は非常に重要なことで、今後は、やはり地域との連携というものを強めていく中で、学校の余裕教室の開放、地域との交流の場所の開放というのは、非常に重要なポイントだと思っています。ぜひ考慮していただく方向で検討していただきたいと思っておりますのでお願いしたいと思います。

(平田教育長)

ほかにございませんか。

特にないようであれば、続いて報告事項(2)について、説明をお願いします。

(大場義務教育課人事管理監)

冊子1、4ページ、報告事項(2)「令和4年度年度長崎県公立小・中学校管理職員選考試験の実施について」御報告いたします。

今回の選考試験は、「1目的」にありますように、令和4年度以降に登用する公立小・中学校の校長、副校長、及び教頭を選考する資料を得るために行うものであります。

出願資格は、「2」に示しておりますように校長選考試験の場合、教頭又はこれに準ずる職に3年以上の経験を有する者、教頭選考試験の場合、41歳以上で教職員として12年以上の経験を有する者としており、副校長については、校長候補者名簿に登載された者の中から登用します。

次に、選考試験の内容です。「3選考試験」を御覧ください。一次試験は、校長が論文、教頭は筆記試験と論文、二次試験は、ともに面接です。期日は一次試験が7月31日(土)、長崎県教育センターにおいて、二次試験を10月に、県庁内において実施することとしております。

「5本年度の出願状況」です。校長出願者は251名(昨年276

名)です。校長選考試験の場合、出願資格として教頭職3年以上の者としておりますので、その資格を有する者の数によって志願者数が変動いたします。昨年度より25名少なくなっていますが、これは、管理職の退職増加が始まり新補の校長が増え、教頭経験3年以上の資格を有する者が減り、志願者数が減少したものです。このことから、本県教職員の管理職員への希望状況を的確に把握できるのは教頭受験者数となります。その教頭受験者数ですが、本年度は223名(昨年285名)で、昨年度より62名という大幅な減となっております。内訳としましては、小学校は55名、中学校が7名と、圧倒的に小学校が激減をしております。その原因を分析いたしました。出願資格を有する教諭で管理職員としての資格を有する者については、すでに合格し管理職に登用されたり、登用待ちとなっていたりしている者もおります。また、そもそも、41歳から45歳の教員数は、46歳から50歳の教員数の60%にも満たないこと(小:61%、中:53%、全:57%)等が考えられます。中堅職員の総数が少ない中ではありますが、学校経営を担おうとする中堅職員の意識の高揚や女性の受験促進に向け、市町教委及び管理職と引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

なお、名簿登載予定者数の倍率ですが、校長は昨年度から0.2ポイント増の3.0倍(昨年2.8倍)、教頭は昨年度より0.5ポイント増の2.7倍(昨年2.2倍)でした。倍率の上昇は、それぞれの名簿登載予定者の減少、校長-14名(小-27、中+13)、教頭-50名(小-30、中-20)によるものです。

以上、御報告といたします。

(平田教育長)

ただいまの報告について、御質問等ございませんでしょうか。

(廣田委員)

多分、昨年度も、この目的のところの記載は同じだったのかもしれませんが、今年の冊子を読んでいたら、4行目の教頭候補名簿に搭載された者の中から主幹教諭として登用すると。こういう制度は前からあったものなのかどうか。何年ぐらい、これは続いているのか、それが第1点ですね。

それから、その主幹教諭は、管理職としての職なのか、校長の権限によって主幹教諭を、そのまま任命できるのかどうか、そういうことをお伺いしたい。

質

疑

(大場義務教育課人事管理監)

まず、この管理職員選考試験で、実際に要項の中に掲載したのは28年度の選考試験からであります。7年間、継続しているものであります。特段の事情がない限り主幹教諭となった場合においても、勤務後に教頭に昇任するという事としております。校長が直接、主幹教諭に任命するということはありません。法の中で、主幹教諭を置くことができるということになっておりますので、この教頭試験に合格した者のうちから、教頭に昇任させる前に主幹教諭にする者、また教諭から主幹教諭を目指したいという者については志願をして、論文や市町教委が作成した資料等を参考にしながら選考をしている、この中から登用をするという形をとっております。

(廣田委員)

そうすると主幹教諭は、県教委がある程度、試験をして主幹教諭として任命するという制度になっているということでしょうか。

(大場義務教育課人事管理監)

そのとおりです。

(廣田委員)

校長が主幹教諭を任命できるのであれば、意味があるのかなと思ったものですから。そうすると、この主幹教諭として採用されたとしても、その人は確実に教頭にはなれるのですか。

(大場義務教育課人事管理監)

まず先ほどの質問の中にも管理職かどうかということがありましたけれども、主幹教諭は管理職という位置づけはしておりません。主幹教諭に任用後、給与面で昇格した上で、教頭あるいは校長の命によって仕事をするということになります。志願した者については、教頭になるというプロセスを踏みますので、現在においては教頭への1つのステップと考えております。ただ平成17、8年度以降に全国で導入された頃においては、主幹教諭で最後まで終わるということについても県教委はそれでよしとしておりましたので、そのように退職をしていく者もこれまでおりました。しかしながら繰り返しになりますが、教頭へのステップと私どもは今現在考えております。

(廣田委員)

私が聞いたかったのは、教頭名簿に搭載された上で主幹教諭として採用されたと。教頭名簿に載っているのだから、その主幹教諭に採用された人は教頭にしないといけないのではないかと思うのですが。

(大場義務教育課人事管理監)

申し訳ございません。教頭試験を合格して主幹教諭に登用をされた者は、先ほど申したとおり、特別の事情がない限り、教頭に昇任をいたします。

(廣田委員)

了解です。

(小松委員)

ちょっと知識がないものですから教えてください。副校長とか主幹教諭を配置するとか配置しないとか、これはどういう条件や理由があって、配置したり配置しなかったりするのですか。

(大場義務教育課人事管理監)

全県下を見渡して、規模でありますとか、課題の学校等を勘案して配置をしております。副校長においては小中あわせて28となっております。主幹教諭については、実数を今、持っておりませんが、これよりは多いという形になります。

(小松委員)

そうすると、学校の規模において、何人以上になると副校長を配置するとかいうことなのか、もしくは配置してもいいよというようなことなのか、何か規定があるのですか。

(大場義務教育課人事管理監)

一定の数字は持っております。例えば養護教諭でもそうなのですが、801名以上の中学校には2人配置というルールがあります。ただ、そのことについては、人事配置上の人数のこともありますので、先ほど申し上げたように学校の規模や課題を県教委として判断をして配置をしているということになります。

(小松委員)

最近は規模というよりも、いろんな複雑な問題がありますので、規模よりも内容に応じて、臨機応変に必要なところには配置するような考え方の方がいいのではなからうかと思うのですが、いかがでしょうか。

(大場義務教育課人事管理監)

導入当初においては、副校長と教頭を同時に配置しない時代もございました。副校長と校長がいる学校、校長と教頭がいる学校、しかしながら課題が山積をしている状況ですので、私どもはフル装備という言い方をしておりますが、校長、副校長、教頭がいる、そこにまた主幹教諭もいるという形で課題に対応する組織づくりを配置の中で、人事異動の中で配慮しております。

(小松委員)

この議題になりますと、どうしても浦川先生の熱弁をずっと思い出すわけです。昨年の議事録を見直したのですが、その中で昨年7月の教育委員会の議論の中で、管理職員や中堅職員の年齢構成等を分析して、どのような問題があって、あるべき姿はどうか等を事務局としての考えを改めて示して論議したいということになっているわけですよ。そこら辺が、少し頓挫してしまったのではないかと思います。特にこの中で女性校長、女性教頭の数を括弧書きしているわけですよね。括弧書きを何でするようにしたのか、最初の動機に戻るべきではないかと思います。長崎県として、今、女性の活用という意味で、どういうポジションにあるのか、全国や九州の中ではどうかというような見える化を行い、将来あるべき姿にするためには、どんな問題があるのかという認識をしていかないと。教頭になれる年齢層の中でも、なかなかそこに当たる人がいないということをおっしゃいましたが、それをなくすためには、どうするのか、達成するには何年かかるのか、そういうところを論議して、職員もモチベーションを持って課題に対処していくということが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(林田教育次長)

昨年度からの議論をまた読み返していただきまして本当にありがたいなと思っているのですが、管理職のなり手が減少していること、それと特に女性管理職の登用が進まないということについては、大きな課題認識を持っております。それそのものが、これま

での学校教育のあり方、あるいは学校の文化そのものに根ざしているものもあるのではないかと考えています。教職員及び管理職の働き方改革という観点からも放置しておけない、そういう問題だと認識しておりますので、学校の空気感を変えるという意味で、いろいろな先進県の事例をもとにしながら的確な分析をして教育委員会に、その状況等については御相談申し上げて協議をしたいと思っておりますので、しばらく時間をいただきたいと思っております。

(伊東委員)

括弧書きで女性の数が書いてあって、率としては増えているなどと思いますが、非常に緩やかな増加であって、大学の中でも管理職を増やすことについては、なかなか増えないのですけど、何年経てば何人が退職して、そこに女性を何人登用していけばというシミュレーションをつくって女性を増やしていくことをしていけないといけません。今の次長さんのお話でしたけれど、やはり女性の場合は特に上を見てもロールモデルが少ないと、なかなかだろうという人も増えないのかなと思います。その過渡期は結構、大変な女性管理職はいらっしゃるかもしれないのですけど、計画的にもう少し増える勢いで行っていただければ、少し雰囲気は変わってくるのではないかなと思っています。

(林田教育次長)

御指摘のとおり、私どもも段階的にどうやって増やしていくのかということについて、具体的な方策を検討しつつあります。そういった検討の状況もあわせて、御報告申し上げて協議をお願いしたいと思っております。

(平田教育長)

ほかにございませんか。

報 告(3)

特にないようであれば、続いて報告事項(3)について、説明をお願いします。

(加藤義務教育課長)

報告事項(3)「令和3年度長崎県学力調査の結果について」御報告いたします。

まずは、「調査の概要」を御覧ください。「1調査目的」にも示しておりますが、県学力調査は、児童生徒の学力の定着状況を把握・分析し、教育指導の改善を図るとともに、教育施策を検証して学力向

上対策の充実を図ることを目的として実施しております。本調査は、例年4月に実施される全国学力・学習状況調査と同じ日に実施していましたが、本年度は、全国の調査が、新型コロナウイルスの感染状況により5月の実施となりましたので、同様に5月27日(木)・28日(金)に実施いたしました。これにより、各市町から集計されたデータが提出されたのが6月末であったため、本資料を事前にお届けすることができず、当日配布となってしまいました。申し訳ございません。調査を実施した教科、実施校数及び児童・生徒数は、記載のとおりとなっております。

ここからは、別綴じの資料「令和3年度長崎県学力調査結果の概要<速報版>」を用いて御説明いたします。2ページ「結果の概要」を御覧ください。「1出題の考え方」に記載しておりますように、本調査は、学習指導要領が目指す学力像を示し、授業で身に付けさせたい資質・能力に視点を当てるとともに、基礎的・基本的な知識・技能、及び、それらを活用した思考力・判断力・表現力等を問う問題、並びに、過年度の課題の改善状況を検証する問題等を出題しております。なお、作問においては、4つ目の にありますように、各教科の平均正答率の目標値を60%とし、60%以上の児童生徒は、学力の定着状況が概ね満足できる状況にあると判断しています。本年度の平均正答率は「2県全体の平均正答率」に記載のとおりです。小学校においては、国語は目標値である60%と同等であり、算数は目標値を上回っております。中学校においては、国語は、昨年度に引き続き目標値を上回り、数学と英語は目標値に至らなかったものの、英語は、平成30年度より平均正答率が上昇しています。ここに、平成30年度、31年度、令和3年度のデータを掲載しておりますが、令和2年度は、新型コロナウイルスによる長期休業等により、通常の実施ができなかったため、掲載するデータがない状況です。また、平成31年度と比較すると、本年度、中学校の国語と数学が低下している状況があります。このことは、新学習指導要領の実施に伴い、昨年度の全国の調査問題が、生活場面に即した内容や、他教科と関連した内容、また、読解力を要する内容など、出題方法が変化したことを受け、本年度、中学校の国語、数学の調査問題の出題方法を見直したことが要因のひとつであると考えております。なお、中学校の英語については、新学習指導要領の実施に先駆けた、国の英語教育の抜本的強化という方針が受け、平成29年度に出題方法の見直しを行っており、その際、平均正答率が44.0%まで低下しましたが、年々正答率が向上してきており、本年度56.6%まで改善しております。また、平均正答率の目標値を60%として問題を作成しているものの、どうしても年

度ごとに問題の難易度のばらつきが生じてしまいます。そこで、年度ごとの正答率ではなく、一定期間の傾向として、2ページの下の部分に、(参考資料)を掲載しております。直近3回の調査と、それ以前の3回の調査の平均を比較しますと、平均正答率が6割以上の児童生徒の割合は、小学校で6.7ポイント、中学校6.5ポイントと着実に増加しております。このことは、学習指導要領が求める深い学びの実現に向けた各学校の取組が、成果をあげているものと判断しております。

3ページには、児童生徒の解答状況、また、各教科において今後、重視すべき内容を勘案して、各教科における課題を掲載しております。各学校では、様々に分析がなされますが、特に課題に掲げた内容については、自校の確認とともに、必要に応じてその改善を図っていただきたいと考えております。なお、太字で記したものは、令和元年度に重点課題としていたものであり、継続して重視すべき内容であると捉えているものです。

4ページから13ページまで、課題として取り上げた問題を解説した資料を掲載しています。各学校において、自校の状況を記入しながら、その改善に向けた取組を検討していただく資料として作成しています。4ページの上部にある点線囲みにありますように、(係り受け解析)(推論)など、資料の中に読解力育成の視点を盛り込み、先生方が読解力の育成を意識できるように配慮しております。

それでは、特徴的な問題を3問とりあげて御説明いたします。

1問目は、4ページの小学校国語の問題です。実際の調査問題は、5ページと6ページになります。複数の情報の中から、必要な情報を取り出し、示された条件に即した文章を記述する問題であり、「条件作文」として、県及び全国学力調査における特徴的な問題です。四角がこみの(改善のポイント)にありますように、平成31年度の同趣旨問題と比較すると、無答率いわゆる白紙解答の割合が、22.1ポイント減少しています。あわせて、正答率も22.7ポイント上昇していることは、今回の調査で見えた大きな改善点でございます。しかしながら、正答率は、41.5%と低い状況であるため、継続して改善を進めてまいります。

2問目は、11ページを御覧ください。実際の調査問題では、11ページと12ページになります。中学校の数学の問題です。全校生徒に通学時間のアンケートを行い、その結果について考察する問題です。課題としたのは、右側の(2)の問題です。左の表と右のグラフを関連付け、記された春子さんの考察が正しくない理由を説明する問題です。新学習指導要領において、統計的な内容の改善・充実が求め

られており、その改善は進んでいる一方で、無答率が、23.5%と高い傾向にありました。つまり、解答できる生徒と対応できない生徒の二極化が見られるということです。その要因としては、平均値や中央値などの用語の意味を十分に理解できていないことが考えられます。学習で用いる言葉や定義の意味を理解することは、すべての子どもが学習に参加できるようにする読解力育成の取組においても重視すべき内容であり、学習場面に課題が見られることが想定されることから、改善を進めていく必要があると考えております。

3問目は、13ページを御覧ください。実際の調査問題では、10ページになります。中学校の英語の問題です。3つの国から自分が留学したい国を選択し、その理由を英文で記す問題であり、その条件として、20語以上で述べるという問題です。このように、一つを選択して、自分の考えを一定の文章量で解答するという問題形式は、これからの英語教育の方向性を示す特徴的な問題であり、(改善のポイント)にあるように令和元年度の全国調査で出題された際は、正答率が、1.2パーセントと極めて低かった問題形式です。本年度の正答率は、下のようになっており、その改善が図られていますが、継続して改善していきたい課題となっております。

最後に、15ページから19ページには、各教科の設問別正答率を掲載しています。また、20ページ21ページには、市町別の平均正答率を掲載しています。

今回の結果については、早速各市町にお伝えするとともに、8月末頃を目途に国から報告される全国学力調査の結果と併せ、今後、さらに詳細な分析を進め、各市町、各学校における児童生徒一人一人の学力向上の取組を支援してまいります。

以上、報告といたします。

(平田教育長)

ただいまの報告について、御質問等ございませんでしょうか。

(小松委員)

最後の20ページと21ページ、地区別を見ていたら、長与は結果がいいですね。これは何か従来からこういう傾向ですか。それとも何か理由があるのですか。

(加藤義務教育課長)

長与町につきましては、例年、高い傾向にあります。学校でも、町の教育委員会と連携して学力向上の取組を進めておられます。

質

疑

(小松委員)

そこら辺は、やはり各学校の方に紹介やPR等はされているのでしょうか。

(加藤義務教育課長)

特に、この学力調査を実施しております、また市町の正答率も公表している狙いといたしましては、それぞれの市町の取り組みのよさを共有するということで考えております。ですので、長与町の取り組みなどにつきましても、市町の教育委員会の担当者が集まる際には、例えば学校に、このような指導をしているという情報を共有しながら、県全体の学力向上の改善を図っているところでございます。

(廣田委員)

島原市のことが、高等学校の定員が不充足だったりしたもので、私もちょっと見ていたのですが、小中学校の取り組みは一生懸命やっているなという感じが学校訪問したときに受けたのですが、結果としても出ている気がします。気になったのは小値賀町が、いつもよかったのに、算数の54とかですね、全体より低くなっている、中学校はそんなでもないけど、何か指導者の問題もあるのかなというような感じもしたのですが、その辺はいかがでしょうか。

(加藤義務教育課長)

島原市に関しましては、確かにこの数年、着実に力をつけておられるなと感じております。ぜひ、この取り組みも県全体で共有していきたいと思っております。小値賀町につきましては、もともとの母数が小さいということもございませう。また学年差というところもございませうので、そのあたりも影響している部分があるのかなと考えております。

(廣田委員)

今見せてもらっただけなので、はっきりはわからないのですが、速報版の2ページ目の平均点が低いですね。49.2はね。平成20年から29年はもっと低いようなんですけど、国語と数学、なにか問題自体に欠陥があったのではないか思ったものですから。

(加藤義務教育課長)

着実に積み重ねて経年で追っていくと向上していると捉えております。また令和元年度の全国学力調査で例えば中学校の数学の問題が、全国と同等の力も発揮しておりますので、十分、力は備えているものだと考えております。ただ今回、49.2というところにつきましては、やはり出題傾向、例えば数学と理科が複合した問題も出題しておりますので、新しい学習指導要領に対応する、出題傾向の変化が大きな影響になっていったのかと捉えているものでございます。

(伊東委員)

すみません、知らないのですが教えていただきたいのですが、この試験の採点は結構、記述式もあるかと思うのですが、どういう方がされているのか教えてもらえますか。

(加藤義務教育課長)

この採点につきましては、各学校の教員が採点をしております。その際は回答例だけではなく採点要領、特に記述式問題につきましては、このような条件をクリアしていれば正答となるというような詳しい資料まで提供した上で、採点をしておるという状況でございます。

(平田教育長)

今の質問の絡みでいけば、採点に地区によって偏りがないかということをお県教委としては検証する必要があるのかなと思います。

(加藤義務教育課長)

平成19年度に全国学力調査が始まり、県の学力調査が平成25年度に始まりました。その実施をした当初につきましては、夏季休業中に、この調査問題の採点または指導方法についての研修を重ねてきたものでございます。どうしても差は出ていくのかなと思うのですが、そこに関してはできるだけ声を拾い上げながら、それに対応するための採点要領という形で実施をしております。

もう1つ別の側面から申しますと、これを実際に指導している教員が一つひとつ採点をしていくことによって、この間については、どのようなことを指導するのがポイントになるのか、また通常の授業にどのように反映させていくのかということまで理解をしていただくことを1つの目的としておりますので、この評価、この結果を、

次の指導に生かしていただきたいという思いも持っておるものでございます。

(平田教育長)

重ねて言えば、要するに採点の偏りをきちんと検証することで、教員の考え方というか、自体の研修にもなると思うのですよね。先生たちが、自分はこれが正しいと、ひょっとしたら思っていることが違っている可能性があるので、採点の基準として考えたときに、それは事前の要領等ということで気をつけるという意味ではなくて、採点の結果をきちんと検証すべきだということですよ。

(加藤義務教育課長)

今後、そのような内容につきましても、研修を、分析を進めてまいりまして、さらに、学校がどのような形で進めていくことができるのかということも考えていきたいと思えます。

(平田教育長)

特にこういう記述式の答えが増えてくれば、そういうことがなおさら必要かなと思うのですけれど、答えが1つしかないのであれば、だれが採点しても同じ結果です。私は名前も伏せて採点すべきだと言ったのですよね。生徒の名前も伏せて採点すべきだと。

(加藤義務教育課長)

この採点につきましては、学校においては、例えば1人の教員が採点するのではなく、複数の教員で一緒になって採点をする、そのような工夫もしながら進めておるところでございます。また名前を伏せる、そういったことにつきましても、今後、検討しながら進めていきたいと思えます。

(平田教育長)

ほかにございませんか。

報 告(4)

特にないようであれば、続いて報告事項(4)について、説明をお願いします。

(狩野高校教育課長)

冊子1 6ページ、報告事項(4)を御覧ください。文部科学省から「株式会社第一学習社による教科書採択に係る不公正な行為に関する調査結果について」という7月6日付けの文書が県教委に届いたば

質 疑	<p> かりであり、資料が当日配布となり申し訳ございません。 そもそも経緯から説明いたしますと、平成27年度から28年度にかけて、複数の教科書発行者による、採択の公正性や透明性に疑念を生じさせかねない行為が相次いで発覚したことを受けて、平成28年度に文科省が教科書発行者に対して「教科書採択の公正確保のための緊急調査」を指示し、その調査結果を公表したことがございました。 具体的には、採択が決まったあとに、教科書発行者が生徒用の教材を高等学校等に無償提供したという事案などが発覚しております。今回はH28年に文部科学省が行った調査において、第一学習社が虚偽の報告を行い、教科書採択関係者に対する利益供与を行っていた事実を隠ぺいしていたことが明らかになったため、文科省から該当都道府県に事実確認の調査依頼があったものです。 本県では、県立高校2校におきまして、第一学習社が指導に用いる教材の無償提供をしていた事実が5件確認されました。2校とも、教材の提供は学校での教科書選定後のことであったため、選定への影響は認められませんでした。しかしながら、教科書採択の公平性・透明性の確保については、日頃から説明会や文書等で指導しておりますが、採択事務のみならず、業者から教材等の物品を受領することも問題があることを改めて全ての県立学校長に指導いたしました。 今後も引き続き厳正な教科書採択に努めてまいります。 以上でございます。 </p> <p> (平田教育長) ただいまの報告について、御質問等ございませんでしょうか。 </p> <p> (小松委員) 確認ですけれども、当県でもそういう案件が5件確認されたというのは、これは今回の調査の中でわかってきたものなのか、それとも、この趣旨をよく理解していた教職員の方が、こんなことが起こっているよと、自主的に報告があつてわかってきたことなのでしょう。 </p> <p> (狩野高校教育課長) そもそも5年前の経緯を申し上げますと、外部からの通報があつて、それをもとに文科省が各教科書の発行会社の方にそういった利益供与の事実がないかを教科書会社が調査をして、そのリストを文科省にあげて、文科省が、都道府県に間違いはないかどうか確認してくれということがございました。ですから、各学校の教員が、こういった事案があつたのでということで、自分が手を挙げて申し出た </p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ということではないということでございます。5年前、文科省から来たリストを見ますと、申し上げた5件につきましては、このリストにはあがっておりませんでしたので、県教委としても確認ができなかったというところでございます。

(伊東委員)

第一学習社に対してのペナルティかなんかあったのでしょうか。

(狩野高校教育課長)

文科省の方がペナルティを科したのかということは不明でございます。

(平田教育長)

ほかにございますか。

(森委員)

2番のところに、提供は学校での教科書選定後のことでありとのことですが、別の学校で、第一学習社の教科書の選定をして使っていたから、提供を受けたという流れなのですか。逆に使っていて、教材の提供を受けたのが、心配するところです。

(狩野高校教育課長)

教科書の選定採択につきましては、7月に学校から来年度、次年度、この教科書を使いたいという一覧が県教委にあがってきます。そして、それを県教委が採択をするということで、次年度、使う教材に対して第一学習社が無償で、教師の指導用の資料を提供したということになります。ですから、実際、来年度使うというのは決まった後に、業者から無償提供されたということになります。

(小松委員)

やはり業者は、どうしてもこういうことをしてしまうのですよね。ですから、業者に対しても、先方の方もコンプライアンス意識を持たないといけない。こういう事案が発覚したわけですから、何が悪かったのかというようなところを早く明らかにして、こういう事案が発生したときには、受け取った側、言ってみれば、被害者ですから。そちらの方から、手が挙がるような教育の方をしっかりとお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(狩野高校教育課長)

1つは提供したという業者の問題もありますし、それを無償で受領したという教員の問題もあるかと思しますので、そういうことにつきましては、今後とも教科書選定の採択の公正性、公平性というのは学校の方にはきちっと指導をしてまいりたいと思っております。

(廣田委員)

少しよくわからなかったのですが、要するに、これは教師用の指導資料があって、それを第一学習社が無償提供したということですよ。そうすると教師用指導資料というのは、教師が個人で買うものなのか、私自身は自分で買ったような記憶がないし、見たこともないというか。あったのかもしれないけど、見もしなかったか。学校が勝手に買って教師に配分しているのか、県教委が買っているのか、その辺どうですか。

(狩野高校教育課長)

いわゆる教師用の指導マニュアルというのは、学校に、その教科に1チーム、学校が購入するものです。ですから多分3人とか4人と複数名で担当していれば、1冊しかありませんので、その他、その1冊を3人、4人で使わなければいけないということになっております。それを人数分、業者の方から無償提供されたという、今回の事案はそういう事案になります。

(廣田委員)

教師が個人で買うものではなくて、学校が、例えば県教委の備品費があって、その中から買っていると考えていいのですか。

(狩野高校教育課長)

そのとおりでございます。

(平田教育長)

ほかにございませんか。

特にご質問がないようですので、以上で、報告事項を終了いたします。次の議案審議から非公開で行いますので、報道関係者の方は退室をお願いいたします。一旦休憩を取ります。

協議（秘密会）	（別紙議事録）
議題（秘密会）	（別紙議事録）
報告（秘密会）	（別紙議事録）

午後0時28分、本日の会議を終了